

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市事務執行適正化第三者委員会からの『再発防止に向けた提言』に基づく改革プランの策定について

令和6年4月30日

令和4年11月、生活保護の相談に来庁された外国人の方への市職員の対応等に関し、第三者委員会から提出された報告書において提言された再発防止策について、改革プランを策定しました。

記

1 改革プラン

第三者委員会からの『再発防止に向けた提言』に基づく改革プラン

2 改革プランの取組期間

2年間

問い合わせ 安城市役所 社会福祉課

電話（直通） 0566-71-2224



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

第三者委員会からの『再発防止に向けた提言』に基づく改革プラン

R6.4.30

再発防止に向けた提言		市の取組	スケジュール				所管課
1 援助の専門性や質を高める研修を充実・実施			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
①	外国人の対応を含む生活保護制度の取り扱い、在留資格などに関する知識の研修	生活保護制度や法令の知識・趣旨等現業員の技能向上に向けた研修の実施	外部研修(5月、8月、11月)、内部研修(年3回予定)				社会福祉課
		面接・相談や対人支援に関する研修の実施	外部研修(5月、8月、12月)、内部研修(6月)				社会福祉課 子育て支援課
②	貧困への理解、生活困窮者への支援における心構えに関する研修	社会保障制度等に関する研修の実施	外部研修(5月、8月、11月)				社会福祉課 子育て支援課
③	外国人への対応における心構えに関する研修	外国人への支援や人権等に関する研修の実施	外部研修(5月、8月、11月)				社会福祉課 子育て支援課
2 生活保護に関する相談体制や組織体制の整備			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
①	生活保護行政に携わる職員を人員、資格を含め適正に配置すること	人員、在課年数、在職年数の適正化の検討	適正な職員配置の調査・検討		関係部署間協議	配置検討	人事課 社会福祉課
②	福祉相談係と生活支援係の役割分担を明確にすること	生活困窮者からの相談における福祉相談係と生活支援係の役割分担の明確化・ルール化	事務マニュアル整備	運用			社会福祉課
③	対応が難しい案件に関する査察指導の体制を整備すること	現業務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	査察指導マニュアル整備	運用			社会福祉課
④	経験のある現業員や査察指導員を配置すること	現業員経験や社会福祉主事資格取得済みの職員の配置	実施継続				人事課 社会福祉課
⑤	現場の職員が孤立しないよう上司や査察指導員が配慮すること	現業務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	査察指導マニュアル整備	運用			社会福祉課
⑥	社会福祉士等専門職を福祉事務所に配置すること	社会福祉士等専門職の採用と福祉事務所内への配置	実施継続				人事課 社会福祉課
⑦	課長補佐職は、係長兼務ではなく、兼務を解き、課内全体を監督しつつ、職場の統制を取れるようにすること	兼務でない課長補佐の配置の検討	適正な管理職員の配置検討		関係部署間協議	配置検討	人事課 社会福祉課
⑧	対応困難事例を社会福祉課内で集積すること	困難事例の概要及び対応のデータベース化	データベース化		運用		社会福祉課
⑨	近隣市との交流研修や情報交換を行うこと	西三河地域9市の生活保護事務研究会への参加と職員同士の関係づくり		研究会		研究会	社会福祉課
3 相談現場の職員がいつでも相談できる任期付公務員の弁護士を採用			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
		任期付公務員として弁護士を採用の検討	検討		実施準備		人事課 行政課
4 通訳を相談現場に配置し積極的な活用			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
		社会福祉課への通訳職員の配置	配置継続				社会福祉課 市民協働課
5 相談窓口における相談者と職員のやり取りの録音			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
		相談時における録音のルール化	課題抽出・整理		運用方法の検討		経営管理課 社会福祉課
6 外国人や生活困窮者にやさしいまちづくり施策の推進			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
①	多文化共生のまちづくり — まずは権利保護を	外国人の人権に関する制度や生活困窮時に受けられる制度の周知の充実、市公式Webサイトの見直しの実施	見直し		運用		市民協働課 市民安全課 社会福祉課
②	違う文化や言語であることについての理解を深める政策を	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施	多文化共生プランの改定(関係部署間協議、審議会の開催、パブリックコメントの実施) 町内会等への啓発・支援の実施 多文化共生イベントの実施 人権啓発活動の実施				市民協働課 市民安全課
③	グローバルな人権保護への理解の必要性	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施					市民協働課 市民安全課
④	外国人や貧困問題に関する専門家と市民の対話の機会を	福祉等に関するイベントで外国人の人権等に関する啓発の実施	検討		実施予定		市民協働課 市民安全課 社会福祉課
⑤	小中学校における多文化共生や貧困に関する教育プログラムの実施を	道徳などの授業や学校生活全般において、多文化共生や人権に関する啓発の実施	実施継続(授業及び掲示物での啓発)				学校教育課
7 市民の声を聞きながら市の改革プランを策定し、その実現度を継続的にフォローアップ			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
		アンケート調査の実施	調査・公表				社会福祉課
		プロジェクトチームの立ち上げと改革プランの策定・公表	プロジェクトチーム立ち上げ プラン策定・公表	市民の意見をもとに必要に応じ プランの追加・修正			社会福祉課 ほか
		改革プランの実施状況の確認・公表	進捗確認				取りまとめ (翌年度4月公表) 社会福祉課 ほか